

事務事業調整報告書

協議項目	23-2 総務関係事務事業の取扱い(その1)	総務部会
協議細目	指定金融機関等の取扱い	

1. 課題、問題点等

市町村は、公金の収納又は支払の事務を取り扱わせるため金融機関を指定することができることとなっています。(地方自治法第235条)

2町においては、収納及び支払の事務を取り扱う指定金融機関並びに収納及び支払の事務の一部を取り扱う指定代理金融機関は同じですが、収納の事務の一部を取り扱う収納代理金融機関に差異があるため合併までに調整する必要があります。

指定金融機関については、役場内への派出、住民の利便性、業務の効率化及び新町への円滑な移行を勘案すると、現行のまま新町に引き継ぐことが適当と思われる。

2. 調整方針

(1) 指定金融機関は、現行のまま新町に引き継ぐ。

3. 事務事業現況比較表(指定金融機関等)

項目	浜坂町	温泉町
指定金融機関	但馬銀行	但馬銀行
指定代理金融機関	たじま農業協同組合	たじま農業協同組合
収納代理金融機関	但馬信用金庫浜坂支店 鳥取信用金庫浜坂支店 みなと銀行香住支店 兵庫県信用漁業協同組合連合会	但馬信用金庫 鳥取信用金庫 みなと銀行 たじま農業協同組合
指定・変更・解除の方法	指定金融機関 議会の議決を経て告示  指定代理金融機関、収納代理金融機関 あらかじめ指定金融機関の意見を聴いて決定し告示	指定金融機関 議会の議決を経て告示  指定代理金融機関、収納代理金融機関 あらかじめ指定金融機関の意見を聴いて決定し告示